

熊本労働基準監督署からの是正勧告及び再発防止について

1 概要

令和2年7月9日、大雨により法面が一部崩壊し、被害拡大防止のため当センター職員がブルーシート張り付け作業の準備確認中に、足元を滑らせ滑落し負傷する労働災害が発生。

この労働災害について、令和3年5月17日、熊本労働基準監督署より是正勧告を受けたもの。

2 是正勧告の内容

労働者に高さ2メートル以上の高所で作業をさせるにあたり囲いや手すり等を設けることが著しく困難な場合において、労働者に安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じていなかったこと。

(安衛法第21条第2項 安衛則第519条第2項違反)

3 労働災害の原因

当該事故については、現場到着後、作業開始前の現場確認中に起きており、安易に考え油断したこと、周りにいた職員も注意を怠ったこと、安全対策について注意喚起が不足していたことにより発生したもの。

4 再発防止策

事故発生をうけて、作業時はもとより高低差のある現場調査時においても、ヘルメットや安全帯の着用など安全対策を確実に実施。

毎月開催している安全衛生委員会においても、繰り返し労働災害事例の周知や安全対策について議論し再発防止に努める。

今後、安全教育等の研修をさらに充実していくもの。

